

## 社会保障審議会福祉部会（第21回）での主な御意見

### （社会福祉法人制度改革について）

- 平成28年の社会福祉法人制度改革において、ガバナンスの強化、透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組の責務等の改正を行っており、特に、地域貢献の取組が重要であるため、この取組を更に進めていく必要がある。
- 一般市（区）が所轄庁である社会福祉法人への指導について、市の規模によっては人的余力がないケースもあり、この場合、都道府県の関与が重要。都道府県に協力いただけるよう、引き続き、国からの働き掛けをお願いしたい。
- 社会福祉充実残額がプラスの法人もあればマイナスの法人もある中、地域における公益的な取組について、実際には、地域に還元する余力のない法人も多いという課題がある。

### （社会福祉法人の連携・協働化について）

- 社会福祉法人の連携については、既存の仕組みとして、全ての市町村に社会福祉協議会があるため、それを活用していくことが重要ではないか。
- 地域における公益的な取組は、1法人ではなかなか実施が難しい場合があるが、今後、地域共生社会の実現の観点から、社会福祉法人が公益性を発揮して、地域の福祉や地域の活性化などのために、法人間で連携して、積極的に取り組むべきではないか。
- 社会福祉法人の連携について、社会福祉法人主体の連携法人制度を創設し、連携法人が地域貢献の取組や経営難の社会福祉法人の救済に取り組むということが考えられるのではないか。
- 社会福祉法人の連携のプラットフォームについて、ある程度規模の大きい法人や、社会福祉協議会が担う方法に加え、社会福祉法人主体の連携法人が担う方法が考えられ、それらの3つの方法から、それぞれの地域で適切な方法を選択し、あるいは協力しながら、連携を進めていくことが重要ではないか。